

罰則について

地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります(最低賃金法第 40 条)。

また、産業別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法の罰則は適用されず、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額 30 万円)が適用されます(労働基準法第 120 条)。